

里親制度

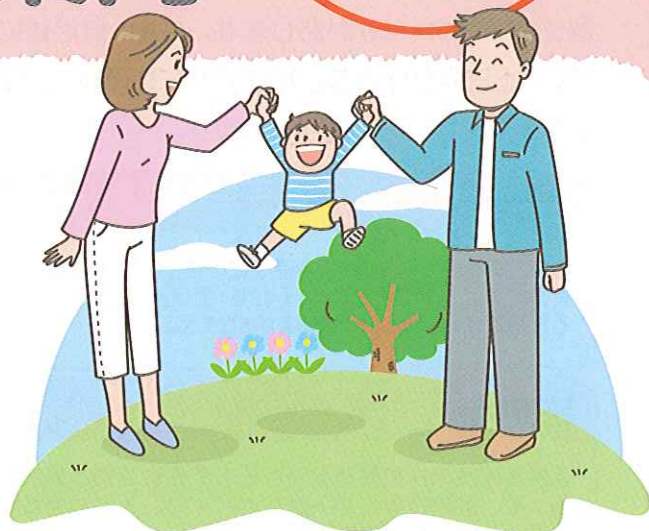
についてのご案内

あなたを
必要としている
子どもが
います。

里親とは

里親とは、親の病気、行方不明、離婚などいろいろな事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のことを言います。里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親になることを希望する方に子どもの養育をお願いする制度として、昭和23年から実施されています。里親は、特別な方だけがなれるイメージをお持ちの方がいるようですが、実際には、どこにでもいる普通の家庭のお父さん、お母さんたちです。そして、子どもたちはどこにでもある家庭で生活を送っています。

現在、約2,800人の里親が、約3,800人の子どもたちと一緒に生活しています。



委託児童

里親家庭が預かる子どもは、児童相談所が里親に養育を委託することを必要と認めた0才から18才までの子どもです。養育期間は、児童相談所が認める期間で、子どもの年齢や状況等に応じて決められます。また、里親が同時に養育することができる委託児童は4人までで、実子と合わせて6人までが限度です。

里親になるには

特別な資格は必要ありませんが、都道府県等が実施する養育里親研修を修了し、養育里親名簿に登録された者であって、次の要件を満たしていなければなりません。

- 心身ともに健全であること
- 子どもの養育についての理解や熱意と愛情を持っていること
- 経済的に困窮していないこと
- 子どもの養育に関し虐待などの問題がないこと
- 同居人に、虐待などの欠格事由の該当者がいないこと

里親の種類

里親には、養育里親、養子縁組を希望する里親、親族里親の3つの区分があります(専門里親は、養育里親に含まれます)。また、第2種社会福祉事業として、5～6人の子どもを養育するファミリーホーム(里親型グループホーム)があります。なお、自治体によっては、土日や夏休みなどだけ子どもを預かる週末里親や季節里親などの制度があります。



養育里親

保護者のいない子どもや虐待などの理由により保護者が養育することが適当でない子ども(要保護児童)を養育する里親です。(研修を受ける必要があります。)

専門里親

虐待を受けた子どもや障害のある子どもなど、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親で、3年以上里親の経験等が必要です。(専門里親研修を終了し、養育に専念できることが必要です。)

親族里親

要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であって、実親の死亡や入院などにより、子どもを養育することができない場合の里親です。

養子縁組里親

養子縁組を希望する里親で、都道府県等によっては研修の受講など独自に要件を設けている場合があります。

里親になるために必要な手続き

相談

里親になりたい方、里親について知りたい方は、児童相談所にご相談ください。

申請書提出

最寄の児童相談所に申請書を出しますと、児童相談所による家庭訪問等の調査や先輩里親のアドバイスを受けたりします。

研修

その間、児童養護施設や乳児院等への訪問、里親制度に関する説明等の研修を受講していただくこととなります。施設職員としての経験があれば、研修の一部が免除されます。

調査・認定

児童福祉審議会等での審議を経て、知事あるいは市長の認定により里親として登録されます。

養育の開始

里親の家庭の状況や希望などを考慮し、児童相談所が養育をお願いします。なお、登録後も養育里親は5年毎、専門里親は2年毎に、更新のための研修を受けることが義務付けられています。

お問い合わせ先

名称	所在地	連絡先	管轄地域
熊本市児童相談所	〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番50号 (熊本市こどもセンター3階)	096-366-8181	熊本市
熊本県中央児童相談所	〒861-8039 熊本市東区長嶺南2丁目3番3号 (熊本県福祉総合相談所内)	096-381-4451	荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、下益城郡、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡、天草郡上益城郡
熊本県八代児童相談所	〒866-8555 八代市西片町1660番地 (八代地域振興局内)	0965-33-3247	八代市、水俣市、人吉市、八代郡、芦北郡、球磨郡
熊本県里親協議会	〒861-8039 熊本市東区長嶺南2丁目3番3号 (熊本県福祉総合相談所内)	096-381-4451	